4　署名者
日本側　城所卓雄在モンゴル大使
モンゴル側　ゴンボジャブ・ザンダンシャタル
外交・貿易大臣
平成二十二年一月五日
外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○外務省告示第十一号

平成二十一年十二月九日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　パキスタン・イスラム共和国におけるポリオ撲滅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　四億三百万円
3　署名者
日本側　渥美千尋在パキスタン大使
国際連合児童基金側　マーティン・モンゴワンジャ在パキスタン事務所代表
平成二十二年一月五日
外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○外務省告示第十二号

平成二十一年十二月十日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国における「北西辺境州における平和構築及び復興を通じた持続可能な開発計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合開発計画との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　パキスタン・イスラム共和国における「北西辺境州における平和構築及び復興を通じた持続可能な開発計画」の実施に必要な生産物及び役務の調達に必要な資金の贈与
2　贈与額　十一億三千四百万円
3　署名者
日本側　渥美千尋在パキスタン大使
国際連合開発計画　田中敏裕在パキスタン事務所長
平成二十二年一月五日
外務大臣臨時代理
国務大臣　平野　博文

○文化庁告示第一号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条の二第一項第一号ロに基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条の二第一号の聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げるものを平成二十二年一月一日付けで指定したので、同令第二条の二第二項に基づき告示する。

平成二十二年一月五日
文化庁長官　玉井日出夫

財団法人　日本障害者リハビリテーション協会
社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
特定非営利活動法人　シーエス障害者放送統一機構

○農林水産省告示第三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月五日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字加計字鄙平一九六二の三、一九六三の二、一九六八の二、一九六八の三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字鄙平一九六二の三・一九六三の二・一九六八の二・一九六八の三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月五日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　広島県庄原市西城町油木字神子谷三九の一、四三、四四、五一の一、五二の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月五日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町戸谷字西安中三六四三、三六五九、字東安中三六〇一
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月五日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市吉田町中馬字森実山七〇九の一、七〇九の二、七一一の六、七一四、字高谷一四九四、甲一四九八、乙一四九八、一四九九、一五〇〇、一五〇五、一五〇六、一五〇七の二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字森実山七〇九の一・七〇九の二・七一一の六・七一四・字高谷一四九四・甲一四九八・乙一四九八・一四九九・一五〇〇・一五〇五・一五〇六・一五〇七の二（以上十二筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月五日
農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字加計字迫谷平一四六一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。